

# 下田市 原油価格・物価高騰対応事業者支援給付金 申請要領

## 下田市原油価格・物価高騰対応事業者支援給付金とは

新型コロナウイルス感染症の影響の長期化と、原油価格や物価高騰の影響を受ける市内事業者の負担を軽減することを目的として交付する支援給付金です。

### 1. 対象事業者

給付金の交付対象者は、市内に事業所を有する法人及び個人事業主であり、かつ、令和4年7月29日時点において事業実態がある事業者とする。

### 2. 不交付要件

交付対象の要件を満たした場合でも、①から⑤に該当する事業者は、交付対象外となります。

- ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は当該特殊営業に係る接客業務受託営業を行う事業者
- ② 宗教上の組織又は団体若しくは政治団体
- ③ 下田市暴力団排除条例に規定する暴力団、暴力団員等
- ④ 経済・文化団体、NPO法人、公益法人等の非営利団体（ただし、収益事業を反復継続している場合は除く）
- ⑤ その他市長が適当でないと認める者

### 3. 給付額

対象事業者	交付額
法人事業者	5万円/1事業者
個人事業主	3万円/1事業者

※複数の店舗等を営む場合も1事業者5万円または3万円となります。

### 4. 申請受付期間

令和4年8月22日（月）から令和4年9月30日（金）まで

※申請受付期間の消印有効

## 5. 受付方法

### 【申請書類の提出】

申請書類の提出方法は、感染拡大防止の観点から、**郵送での申請をお願いします。**  
申請書類を以下の宛先に郵送してください。

**(宛先) 〒415-8501 下田市東本郷1-5-18  
下田市産業振興課 地域経済促進係 宛て**

※切手を貼付の上、裏面に差出人の住所及び氏名を必ずご記入ください。

注) 書類審査の過程で、書類等の再提出（追加提出）や確認のための連絡をすることがあります。

### 【申請書類】

**本募集要領に記載の申請書類を提出してください。**申請書類の返却はいたしません。

### 【交付の決定】

申請書類を受理した後、審査の上、適正と認められたときは、市より「下田市原油価格・物価高騰対応事業者支援給付金交付決定通知書」を事業者に送付し、給付金を事業者の指定する口座に振込みます。

### 【交付の時期】

給付金の交付開始は令和4年9月上旬以降を予定しています。

### 【給付金の申請に必要な書類等の入手方法】

① 市ホームページ「下田市原油価格・物価高騰対応事業者支援給付金」ページからダウンロード

(URL) <https://www.city.shimoda.shizuoka.jp>

② 下田市役所産業振興課窓口

- ・給付金の交付決定後に、申請要件に該当しない事実や虚偽、不正が発覚した場合は、給付金の交付決定を取り消し、給付金を返還していただきます。
- ・申請書類に記載された情報は、公的機関（税務当局、警察等）の求めに応じて提出することがあります。
- ・本申請要領に定めのない事項については、下田市ホームページに「よくある問合せ（Q&A）」を掲載しています。申請にあたっては、必ずご確認ください。

## 6. お問合せ先

**下田市 産業振興課 地域経済促進係**

〒415-8501 静岡県下田市東本郷一丁目5番18号

TEL : 0558-22-3914

# 下田市原油価格・物価高騰対応事業者支援給付金 提出書類一覧

※以下の書類をご提出ください。

**1 下田市原油価格・物価高騰対応事業者支援給付金交付申請書兼請求書（様式1）**

・全てペン又はボールペン（黒・青色）で記載してください。

**2 誓約書（様式2）**

・内容を確認のうえ、署名してください。（法人の場合は押印のこと）

**3 事業所が下田市内に所在することを証する書類**

○法人：直近の「法人税確定申告書別表一」及び「法人事業概況説明書（法人名が確認できる面）」の写し

○個人：令和3年度分「確定申告書B 第一表」写し又は「市民税・県民税申告書」写し

（留意事項）

- ・確定申告書等に収受印又は電子申告の受信通知がない場合は、確定申告書の写しと、直近の月末締め帳簿などの営業していることがわかるもの。
- ・新規開業や設立後決算期や申告時期を迎えていない場合は、開業届出書の写し（個人事業主）、法人設立届出書の写し（法人事業者）
- ・本店が下田市外にあり支店等を下田市内に有する場合は、法人市民税申告書の写し

**4 給付金の振込口座が確認できる書類**

- ・振込口座は申請者ご本人の口座（法人の場合は当該法人の口座）に限ります。
- ・口座名義人、口座種別、口座番号、金融機関名、支店名のわかるページの写し（電子通帳等で紙媒体の通帳がない場合は、電子通帳等の画面の画像等）